

【10月からの年齢・利用施設別無償化イメージ】

※パターン1及びパターン2の3～5歳児の副食費について、年収360万円未満相当世帯等の子どもは実費徴収免除、それ以外の第2子以降の子どもは月額4,500円の範囲内で無償化

第2子以降のお子さま(0歳から5歳児まで)の場合(年齢に関係なく)

○ パターン1

《利用施設》

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（教育標準時間）

《無償化の対象経費》

- ・ 保育料（副食費を含む）
- ※ 既に無償化済み。

○ パターン2

《利用施設》

- ・ 保育所（園）
- ・ 認定こども園（保育時間）
- ・ 地域型保育施設
（小規模保育、家庭的保育、事業内保育）

《無償化の対象経費》

- ・ 保育料
（0～2歳児：主食費と副食費含む）
（3～5歳児：副食費を含む）
- ※ 既に無償化済み

○ パターン3

《利用施設》

企業主導型保育施設

《無償化の対象経費》

- 施設利用料（ただし、上限あり）
- ※既に無償化済み

○ パターン4

《利用サービス》

幼稚園（認定こども園（教育利用）の
預かり保育

「保育の必要性の認定」
が必要！

《無償化の対象経費》

- 施設利用料（ただし、上限あり）
（3歳から5歳児の場合）
上限月額1万1,300円
（市民税非課税世帯の満3歳児）
上限月額1万6,300円

○ パターン5

《利用サービス》

認可外保育施設等（一時預かり事業、病児
保育事業、ファミリー・サポート・センタ
ー事業など含む）

「保育の必要性の認定」
が必要！

《無償化の対象経費》

- 施設利用料（ただし、上限あり）
（3歳から5歳児の場合）
上限月額3万7,000円
（市民税非課税世帯の0歳から2歳児）
上限月額4万2,000円
- ※複数のサービスを利用した場合、上限額の範囲内で無償化